

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	15	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特別措置法」という。）第二条第三項に規定する発電設備）（※）に係る課税標準の特例について、2年間延長する。 ※太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備</p> <p>・特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する。</p> <p>・太陽光発電設備（再エネ特別措置法の認定に係るものを除く。自家消費型補助金の交付を受け取得した設備に限る。） 1,000kW以上 3/4（7/12～11/12） 1,000kW未満 2/3（1/2～5/6） （以下の4設備は再エネ特別措置法の認定に係るものに限る。）</p> <p>・風力発電設備 20kW以上 2/3（1/2～5/6） 20kW未満 3/4（7/12～11/12）</p> <p>・中小水力発電設備 5,000kW以上 2/3（1/2～5/6） 5,000kW未満 1/2（1/3～2/3）</p> <p>・地熱発電設備 1,000kW以上 1/2（1/3～2/3） 1,000kW未満 2/3（1/2～5/6）</p> <p>・バイオマス発電設備 1万kW以上 2/3（1/2～5/6） 1万kW未満 1/2（1/3～2/3）</p> <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上記の括弧書の間で設定）。</p>		
関係条文	〔地法附第15条第33項、地規附第6条第58項から第64項〕		
減収見込額	[初年度] — (▲ 1,778)	[平年度] — (▲ 1,778)	(単位：百万円)
		ページ	15—1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>第5次エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）において、再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源と位置づけられており、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく方針を示している。</p> <p>また、エネルギー基本計画に基づいて施策を講じた場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを示した長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）においては、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%程度とすることとされている。</p> <p>一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と再エネ特別措置法の措置による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。</p> <p>また、農山漁村には再生可能エネルギー源として活用可能な森林資源等のバイオマス、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらの資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、農山漁村の活性化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在、エネルギーミックスの実現や再生可能エネルギーの主力電源化に向けては、再エネ特別措置法の適切な運用に加え、再エネ特別措置法における入札制度の導入・中長期目標の設定を通じたコスト低減の促進、技術や事業モデルの確立に向けた技術開発・実証、系統制約を克服するための関連制度の見直しなどの総合的な支援を行っているところ。</p> <p>上記の政策目的を達成し、再生可能エネルギーを我が国に根付いたエネルギーとしていくためには、これらの制度、予算、規制改革等の政策措置に加え、税制面での優遇措置により、発電事業者等に対する政策誘導を行う必要がある。</p> <p>具体的には、再生可能エネルギーの開発初期には、不具合への対処や様々な技術的調整により追加費用が発生するとともに、売電収入が得られないためにキャッシュフローのひっ迫が生じるところ、これが負担となって発電事業者の投資判断に負の影響を与えている。一方、再エネ特別措置法による支援は、売電収入により長期的な資金回収を担保するものであるため、こうした事業リスクには対応することができない。このため、本制度によって、事業者の初期のキャッシュフロー確保を直接支援することにより、事業開始前後で極大化する事業リスクを低下させ、事業者の投資判断を確実にし、さらには再投資の拡大を図ることが重要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）</p> <p>第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>（2）多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p> <p>③ 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用</p> <p>農村にはバイオマスのほか、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらをバイオマス発電や小水力発電などの再生可能エネルギーとして活用しつつ、農業者など地域主体の取組を拡大することにより、農業経営の改善や地域への利益還元を進め、農村の活性化を図る。</p> <p>このため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成 25 年法律第 81 号）を積極的に活用し、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域農業の健全な発展に資する取組を促進する。</p> <p>再生可能エネルギーの導入が、農業生産コストの削減や農業者の所得向上等につながるよう、エネルギーを農業用施設等で自家利用する事業モデルの構築や農村地域におけるエネルギー需給のマッチング支援等を図ることにより、再生可能エネルギーの地産地消を推進する。</p> <p>固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、低コスト化・高効率化のための技術開発、送配電網の整備等を推進し、関係府省の連携の下、再生可能エネルギーの普及に向けた環境整備を図る。また、電力システム改革により、平成 28 年に小売参入が自由化されたことを踏まえ、地域への利益還元の効果も見極めつつ、農村地域の関係者が主体となった電力小売業の形成を促進する。</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 生産・加工・流過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓</p> <p>《中目標》 農村の振興</p> <p>《政策分野》 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン（農林水産業・地域の活力創造本部（平成 30 年 11 月 27 日改訂）</p> <p>V 具体的施策</p> <p>2. 6次産業化等の推進</p> <p>⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 5 月に施行した「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく措置等により、優良農地等の確保を図りつつ、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組及び再生可能エネルギーの地産地消の取組を推進 ・発電導入に係る調査設計や技術力向上のための取組への支援により、農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進・農村地域を含め国内の再生可能エネルギーの一層の拡大を図るため、地中熱や太陽熱など再生可能エネルギー由来の熱供給設備の導入を支援 ・農村地域の豊富なエネルギー資源を活用して分散型エネルギーインフラを整備し、自立的で持続可能な地域エネルギーシステムを構築
	政策の達成目標	<p>○エネルギーミックス（平成 27 年 7 月）に掲げられた、2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とするという目標を踏まえ、電源毎の実態に即した再生可能エネルギーを最大限導入する。</p> <p>○再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模を令和 5 年度に 600 億円以上とすることを旨とする。</p>
	ページ	15—3

	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	令和4年3月31日までの2年間の延長
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・令和12年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合22～24%に向けて、適用対象年度において着実に再エネ設備の導入を促進する。 ・令和5年度の再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模600億円以上に向けて、適用対象年度において着実に再エネ設備の導入を促進する。
合理性	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：令和12年度に22～24%） （出典：総合エネルギー統計（確報値）） ※（）内は水力を除く数値 平成25年度 10.9%（3.5%） 平成26年度 12.5%（4.6%） 平成27年度 14.3%（5.9%） 平成28年度 14.6%（7.0%） 平成29年度 16.0%（8.1%） 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在16.0%（水力を除いて8.1%）であり、目標達成には、本税制措置により一層の再エネ導入を促進する必要がある。 ・農山漁村における再生可能エネルギー導入の目標 （旧目標：再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組：平成30年度100地区以上、この取組を行う検討に着手している地区が全国200地区以上） 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組の検討地区数の推移 平成24年度 3地区で取組中、13地区で検討中 平成25年度 6地区で取組中、30地区で検討中 平成26年度 15地区で取組中、100地区で検討中 平成27年度 32地区で取組中、132地区で検討中 平成28年度 57地区で取組中、125地区で検討中 平成29年度 79地区で取組中、111地区で検討中 平成30年度 109地区で取組中、102地区で検討中 （新目標：再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模を令和5年度に600億円以上） 平成27年度 158億円 平成28年度 187億円 平成29年度 258億円 平成30年度 297億円 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組の経済規模は平成30年度時点で297億円であり、目標達成には本税制措置により一層の導入を促す必要がある。こうした地区を始め、各地方農政局が地方公共団体に対して本税制措置の説明を行っている。
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和2年の適用件数：464件</p> <p><推計方法> 太陽光発電設備については、平成30年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとし推計。その他の電源については、再エネ特別措置法の認定を受けて平成30年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。</p>
	ページ	15—4

有効性	<p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保、農林漁業経営の改善等の地域活性化の効果が期待できる。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、平成 31 年 3 月末までで累計 4,781 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>平成 27 年度に実施した経済産業省のアンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定に係る設備について、全体の約 7 割が特別措置を活用したと回答している。FIT 制度開始以降の導入量 4,781 万 kW のうち、本措置の対象設備導入量(※)は 2,655 万 kW であり、約 1,859 万 kW において本税制措置による導入促進効果があったとみられる。</p> <p>(※) 対象設備導入量 4,781 万 kW から、太陽光発電設備導入量 2,125 万 kW (10kW 未満及び平成 28 年度以降の 10kW 以上太陽光発電設備導入量)を除いた数字</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>○省エネ再エネ高度化投資促進税制(平成 30 年度～、先進的要件を満たす再生エネルギー発電設備及び付帯設備について初年度 20%の特別償却を講じる。)</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p><立法措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度) ・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 <p><予算措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源活用展開支援事業 ・小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 <p>課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度</p> <p>再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○農山漁村における再生可能エネルギーの促進による農山漁村の活性化を図るための法制度</p> <p>地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地等を確保しつつ、農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した発電を促進し、その利益を地域に還元して農山漁村の活性化を図るための枠組みを規定するもの。</p> <p>○地域資源活用展開支援事業</p> <p>市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援。</p> <p>○小水力等再生可能エネルギー導入推進事業</p> <p>小水力発電施設等の整備に係る設計等の取組を支援。</p>
ページ	15—5	

<p>相当性</p>	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>平成 24 年 7 月の再エネ特別措置法の施行後、各電源において一定程度導入が進み、平成 31 年 3 月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は 4,781 万 kW（制度開始前と比較して約 2.3 倍）となっている。しかしながら、最も導入が進んだ太陽光発電においてもエネルギーミックスに対する導入進捗率は約 78%であり、導入が進んでいない地熱発電では約 37%にとどまるなど、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上ではさらなる措置を講じていく必要がある。</p> <p>エネルギーミックスにおいては、「地熱、水力、バイオマスについては、物理的限界まで導入することで原子力を代替」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示されている。上記の導入状況を踏まえ、この目標を実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き再エネ特別措置法の認定に係る設備を特例措置の対象とする。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。</p>																									
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>		<table border="1"> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>適用件数</td> <td>104,100 件</td> <td>減収額</td> <td>11,023 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>適用件数</td> <td>96,761 件</td> <td>減収額</td> <td>19,786 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>適用件数</td> <td>309 件</td> <td>減収額</td> <td>18,353 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>適用件数</td> <td>343 件（推計）</td> <td>減収額</td> <td>8,561 百万円（推計）</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>適用件数</td> <td>464 件（推計）</td> <td>減収額</td> <td>2,153 百万円（推計）</td> </tr> </table> <p><推計方法></p> <p>太陽光発電設備については、平成 30 年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとし推計。その他の電源については、再エネ特別措置法の認定を受けて平成 30 年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。</p> <p>減収額について、平成 29 年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値より記載。</p> <p>なお、上記の適用件数のうち、平成 27 年度までは再エネ特別措置法の認定を受ける太陽光発電設備も対象であり、全体の件数の 9 割超を占めていたが、平成 28 年からは太陽光発電の要件として、再エネ特別措置法の認定外かつ補助金交付設備であることが加わったため、適用件数の見込みが前年の約 1 割超となっている。</p>	平成 27 年度	適用件数	104,100 件	減収額	11,023 百万円	平成 28 年度	適用件数	96,761 件	減収額	19,786 百万円	平成 29 年度	適用件数	309 件	減収額	18,353 百万円	平成 30 年度	適用件数	343 件（推計）	減収額	8,561 百万円（推計）	令和元年度	適用件数	464 件（推計）	減収額	2,153 百万円（推計）
平成 27 年度	適用件数	104,100 件	減収額	11,023 百万円																							
平成 28 年度	適用件数	96,761 件	減収額	19,786 百万円																							
平成 29 年度	適用件数	309 件	減収額	18,353 百万円																							
平成 30 年度	適用件数	343 件（推計）	減収額	8,561 百万円（推計）																							
令和元年度	適用件数	464 件（推計）	減収額	2,153 百万円（推計）																							
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>		<p>平成 29 年度 適用総額：1,310,925 百万円 減収額：18,353 百万円</p>																									
<p>ページ</p>	<p>15—6</p>																										

<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、平成 31 年 3 月末までで累計 4,781 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>平成 27 年度に実施した経済産業省のアンケート調査によると、再エネ特別措置法の認定設備について、全体の約 7 割が特例措置を活用したと回答している。このことから、FIT 制度開始以降の導入量 4,781 万 kW のうち、本措置の対象設備導入量は 2,655 万 kW であり、約 1,859 万 kW において本税制措置による導入促進効果があったとみられる。</p>															
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○長期エネルギー需給見通し（平成 27 年 7 月） 令和 12 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とする。</p> <p>○農山漁村における再生可能エネルギー導入の目標 平成 30 年までに約 100 地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。また、再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を平成 30 年度に 100 地区の実現を目指す。</p>															
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>再生可能エネルギーは、再エネ特別措置法を中心とした様々な支援施策により導入が進みつつあるものの、安定供給やコストの面で課題も残っており、導入量もいまだ目標達成の途上にある。2030 年度のエネルギーミックス達成に向けて、研究開発や規制の合理化等の政策を動員して進めているところであり、本税制措置は設備導入促進を図る措置として、引き続き継続する必要がある。</p> <p>発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：令和 12 年度に 22～24%） （出典：総合エネルギー統計（確報値）、資源エネルギー庁試算） ※（）内は水力を除く数値</p> <table border="0"> <tr><td>平成 25 年度</td><td>10.9%</td><td>(3.5%)</td></tr> <tr><td>平成 26 年度</td><td>12.5%</td><td>(4.6%)</td></tr> <tr><td>平成 27 年度</td><td>14.3%</td><td>(5.9%)</td></tr> <tr><td>平成 28 年度</td><td>14.6%</td><td>(7.0%)</td></tr> <tr><td>平成 29 年度</td><td>16.0%</td><td>(8.1%)</td></tr> </table> <p>再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在 16.0%（水力を除いて 8.1%）。一方、令和元年度の再エネ特別措置法における買取費用総額は 3.6 兆円、賦課金総額は 2.4 兆円であり、再エネ比率＋6%（2017 年度）に約 2 兆円／年の賦課金を投じてきたこととなる。今後、エネルギーミックスで示された再生可能エネルギーの割合を実現するためには＋8%を＋約 1 兆円／年で実現しなければならず、目標達成のためには、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p>	平成 25 年度	10.9%	(3.5%)	平成 26 年度	12.5%	(4.6%)	平成 27 年度	14.3%	(5.9%)	平成 28 年度	14.6%	(7.0%)	平成 29 年度	16.0%	(8.1%)
平成 25 年度	10.9%	(3.5%)														
平成 26 年度	12.5%	(4.6%)														
平成 27 年度	14.3%	(5.9%)														
平成 28 年度	14.6%	(7.0%)														
平成 29 年度	16.0%	(8.1%)														
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を 3 分の 2 とする特例措置が創設。</p> <p>平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を 1 年間延長の上、廃止（サンセット）。</p> <p>平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設。</p> <p>平成 26 年度 適用期限の 2 年延長。</p> <p>平成 28 年度 適用期限を 2 年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を 1/3 から 1/2 へ深掘り。（※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（太陽光、風力については 1/2～5/6 の間で設定。中小水力、地熱、バイオマスについては 1/3～2/3 の間で設定。））</p> <p>平成 30 年度 適用期限を 2 年延長し、5 電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減。</p>															
<p>ページ</p>	<p>15—7</p>															